

国のがん対策推進基本計画の新旧比較

項目	新計画(平成24年度～平成28年度) 計画期間(平成24年度～平成28年度)	旧計画(平成19年度～平成23年度) 計画期間(平成19年度～平成23年度)
趣旨	<p>がん対策推進基本計画(以下「基本計画」という)は、がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき政府が策定するものであり、平成19年6月に策定され、基本計画に基づきがん対策が進められてきた。今回、前基本計画の策定から5年が経過し、新たな課題が明らかになつて、がん対策の総合的な推進を図るために、がん対策の推進を図るために、がん対策の実施を行うことから、新たな課題が明らかになつて、がん対策の総合的な推進を図るために、がん対策の実施を行うこととする。</p> <p>○がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施 ○重点的に取り組むべき課題を定めたがん対策の実施 ○目標どその達成時期の考え方</p>	<p>がん対策推進基本計画は、がん対策基本法に基づきがん対策が策定するものであり、具体的には、長期的視点に立ちつつ、平成19(2007)年度から平成23(2011)年度までの5年間を対象として、がん対策の総合的な計画的な推進を図るために、がん対策の基本的な方向について定めるとともに、都道府県がん対策推進計画の基本となるものである。 今後は、「がん患者を含めた国民が、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」の実現を目指すこととする。</p> <p>○「がん患者を含めた国民」の視点に立ったがん対策を実施すること。 ○全体制標の達成に向け、重点的に取り組むべき課題を定め、分野別施策を総合的かつ計画的に実施すること。</p>
基本方針	<p>1. 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に使う医療従事者の育成 がん医療を専門的に使う医療従事者を養成するとともに、チーム医療を推進し、放射線療法、化学療法、手術療法やこれらを組み合わせた集学的治療の質の向上を図る。</p> <p>2. がんと診断された時からの緩和ケアの推進 がん医療に携わる医療従事者への研修や緩和ケアチームなどの機能強化等により、がんと診断された時から患者とその家族が、精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けるよう、緩和ケアの提供体制をより充実させる。</p> <p>3. がん登録の推進 がん登録はがんの種類毎の患者の数、治療内容、生存期間などのデータを収集、分析し、がん対策の基礎となるデータを専門的な医療従事者育成と連れており、法的位置付けの検討も含めて、がん登録を円滑に推進するための体制整備を図る。</p> <p>4. (新)働く世代や小児へのがん対策の充実 我が国で死亡率が上昇している女性のがんへの対策、就労に関する問題への対応、働く世代の検診受診率の向上、小児がん対策等への取組を推進する。</p>	<p>(1) 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に使う医療等の育成 我が国のがん医療については、手術の水準が世界標準と比べて劣るところから、これからの推進を図り、手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療を実現する。</p> <p>(2) 治療の初期段階からの緩和ケアの実施 がん患者の多くは、がんと診断された時から身体的な苦痛や精神心理的な苦痛を抱えており、また、その家族も様々な苦痛を抱えていることから、治療の初期段階から緩和ケアが実施されるようになる。</p> <p>(3) がん登録の推進 がん登録は、がん対策の企画立案や評価に際しての基礎となるデータを把握・提供するためには必要不可欠なものであるが、我が国では、諸外国と比較してもその整備が遅れていることから、がん登録を円滑に行うための体制を整備する。</p> <p>(4) 業界別登録の推進 がん登録はがんの種類毎の患者の数、治療内容、生存期間などのデータを収集、分析し、がん対策の基礎となるデータを専門的な医療従事者育成と連れており、法的位置付けの検討も含めて、がん登録を円滑に推進するための体制整備を図る。</p> <p>(5) (新)働く世代や小児へのがん対策の充実 我が国で死亡率が上昇している女性のがんへの対策、就労に関する問題への対応、働く世代の検診受診率の向上、小児がん対策等への取組を推進する。</p>

分野別施策と
個別目標

- 【平成19年度から10年目標】
- がんによる死亡者の減少(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)
 - 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上
 - (1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進
3年内に全ての拠点病院にチーム医療の体制を整備する。
 - (2) がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
がん医療を担う専門の医療従事者を育成し、がん医療の質の向上を目指す。
 - (3) がんと診断された時からの緩和ケアの推進
5年内に、がん診療に携わるすべての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する。3年内に拠点病院を中心とした緩和ケアチーム医療の充実を図る。
 - (4) 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
3年内に全ての拠点病院のあり方を検討し、5年内にその機能をさらに充実させる。また、在宅医療・介護サービス提供体制の構築を目指す。
 - (5) (新)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
有効で安全な医薬品を迅速に国民に提供するための取り組みを着実に実施する。
 - (6) その他(がん、病理診断、リハビリテーション)
 2. がんに関する相談支援と情報提供
患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。
 3. がん登録
法的位置付けの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。
 4. がんの予防
平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年者の喫煙率を0%、受動喫煙率は平成32年までに受動喫煙機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は0%とする。
※がん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定に当たっては、海外諸国との比較等も勘案し、40～69歳(子宮頸がんは20～69歳)を対象とする。
※がん検診の項目や方法は別途検討する。※目標値については、中間評価を踏まえ必要な見直しを行う。
 5. がんの早期発見
がん検診の受診率を5年内に50%以上、肺・大腸は正面40%を達成する。
※健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定に当たっては、海外諸国との比較等も勘案し、40～69歳(子宮頸がんは20～69歳)を対象とする。
 6. がん対策に資する研究をより一層推進する。2年内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的な研究戦略を策定する。
 7. (新)小児がん
5年内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。
 8. (新)がんの教育・普及啓発
子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。
 9. (新)がん患者の就労を含めた社会的な問題
就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになって安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

- がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 関係者等の連携協力の更なる強化
 - 都道府県による都道府県計画の策定
 - 関係者等の意見の把握
 - がん患者を含めた国民等の努力
 - 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
 - 目標の達成状況の把握及び効果に関する評価
 - 基本計画の見直し